



平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名 代表取締役社長 藤 澤 信 義
(コード番号 8 5 0 8)
(上場取引所 大阪証券取引所 市場 第 2 部)
問い合わせ先 取 締 役 黒 田 一 紀
電 話 番 号 0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

定時株主総会招集及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社第 36 回定時株主総会の開催日時及び場所、並びに「定款一部変更の件」を定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会招集

開催日時及び場所

日 時：平成 24 年 6 月 27 日（水）午前 10 時より

場 所：東京都千代田区霞が関 3 丁目 3 番 2 号 新霞が関ビル L B 階「灘尾ホール」

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

① 先般、平成 24 年 4 月 30 日を効力発生日とする当社と株式会社ネクストジャパンホールディングスとの株式交換を実施したことにより、平成 24 年 4 月 30 日時点における当社の発行済株式の総数は 31,136,696 株（新株予約権を含めた場合 32,398,196 株）となっております。また、平成 24 年 6 月 1 日を効力発生日とする当社の株式分割を予定しており、実施後の発行済株式の総数は 62,273,392 株（新株予約権を含めた場合 64,796,392 株）となることを見込まれます。

つきましては、将来の事業規模拡大に伴う機動的な資本政策を遂行するため、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を 70,000,000 株から 240,000,000 株へ変更するものであります。

② 上記株式交換を実施したことに伴い、株式会社ネクストジャパンホールディングスの単元未満株主に対しての配慮及び選択の機会を提供するため、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、現行定款第 8 条（単元未満株式についての権利）に条項の追加及び第 9 条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 70,000,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>240,000,000</u> 株とする。

<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社法第189条2項各号に掲げる権利 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利 <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第9条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 <u>次条に定める請求する権利</u> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p><u>第9条 当社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第10条～第42条 (現行どおり)</p>
---	--

(3) 日 程

平成24年6月27日 定款変更のための株主総会開催日
平成24年6月27日 定款変更の効力発生日

以 上